

令和5年1月16日  
医薬・生活衛生局  
血液対策課

### 献血推進計画の在り方について

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「血液法」という。）の主旨である血液製剤の安定供給とは、医療に必要な血液を過不足無く患者に届けることであり、そのためには、国、地方公共団体、日本赤十字社をはじめ、血液製剤の製造販売業者、医療機関、ボランティアの方々等の関係者の協力が必要になります。

その一方で、令和3年「地方分権改革に関する提案募集」において、都道府県献血推進計画（以下「県計画」という。）の策定義務付けの廃止の提案がされたことから、厚生労働省では、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、県計画の在り方についても議論を頂きました。あわせて、関係県からも意見を頂きながら検討を進めてきました。

検討に当たっては、同審議会で出された意見を踏まえ、県計画の策定義務は引き続き維持するものの、策定する時期が遅い、策定自体が煩雑である等の意見もあることから、県計画の策定期間を十分確保できるようにすること等の措置を講ずる方向で議論を進めてきたところです。

今般、改めて県計画の在り方に関する各都道府県の意向を丁寧に確認するため、既にヒアリングで意見聴取した関係県も含めた全ての都道府県に対して、令和4年12月13日付で別添の調査票（資料1-2）を発出いたしました。

<調査結果> ※詳細は別添のとおり。

設問	回答数
1 同計画の策定の義務付けを <u>廃止</u> すべき	6 件
2 同計画の策定の義務付けは <u>努力義務規定</u> 又は「できる」規定とすべき	7 件
3 同計画の策定の義務付けは <u>現状維持</u> とすべき	10 件
4 同計画の策定の義務付けは <u>現状維持</u> とした上で、 <u>計画期間及び内容等を見直すべき</u>	23 件

※ 佐賀県からは「1若しくは2」と回答いただいたおり、表中に含めていません。

上記調査結果のとおり、都道府県の意向としては、「同計画の策定の義務付けは現状維持とした上で、計画期間及び内容等を見直すべき」が大半となっており、県計画については引き続き血液法に基づく計画として存置する一方、その計画期間及び内容等について、下記のとおり見直しを行うことといたします。

- ・同計画の記載事項のうち、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については引き続き毎年度変更することとする一方で、その他の「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項、その他献血の推進に関する重要事項」については、必ずしも毎年度の変更は必要なく、変更の必要が生じたときのみ変更することで差し支えないこととする。
- ・同計画の策定に伴う手続（協議会開催等）については、各都道府県の判断に基づいて実施することで差し支えないことを明確化する。
- ・都道府県における計画策定作業の時間的余裕を確保するため、従来は国計画の告示後の2月末～3月末の期間で策定していたところ、今後は、各都道府県別の血液目標量が実質的に確定する11月末～3月末を策定に充てることが可能となるようスケジュールの見直しを行う。

今回、各都道府県から県計画に関し多くの貴重な意見を頂きました。厚生労働省として、今後も都道府県の実情に応じた取組の円滑化や事務負担の軽減といった観点を十分踏まえて制度の運用・改善に努めてまいります。

【7月】

【8~10月】

【11月】

【12月】

【2月】

【3月】

【献血推進調査会】

7月28日

前年度の献血に関する実績報告（献血実績、供給実績）と今後の対応方針を協議

**【日本赤十字社】**

翌年度の事業計画の事前策定をブロックに通知  
（「供給計画」は7月25日）

翌年度の事業計画策定方針を経営会議に諮り決定（7月21日）

ブロックと地域センターで  
「供給計画」を策定し本社提出（8月23日）

供給計画は、過去3年間の供給実績を参考とし、供  
給上位医療機関の供給量を考慮した上で策定

ブロックからヒアリングし、  
本社で「供給計画」を取りまとめる（9月28日）

ブロックと地域センターで、  
「採血・製造計画」を仮提出（9月30日）

広域的な献血推進体制、予約の推進、若年層への働きかけを強化  
しつつ、検査不適率、原料不適率、製造工程減損率考慮し設定

【献血推進調査会】

**10月24日 次年度の献血推進計画案（数値空欄）を提示**

10月4日 翌年度供給すると見込まれる血液製剤の量、そのために必要な血液の量を**日本赤十字社**が厚労省に届出

製剤の種類毎、ブロック別（法定事項）

**血液対策課が日赤本社に対して都道府県との調整を依頼事務連絡**

11月8日

翌年度に献血により受け入れることが可能である  
と見込まれる血液の量を**日本赤十字社**が厚労省に届出

全血、成分献血（法定事項）

都道府県別血液目標量、必要献血者数、製剤需要見込み

11月11日

都道府県との調整結果について、  
日赤本社から血液対策課に報告

11月25日

【従来の  
策定期間】

**献血推進計画告示後**  
**都道府県献血推進計画策定開始**

※年度末に国の  
献血推進計画が  
告示され、その  
告示を機に都道  
府県献血推進計  
画を策定してい  
た。

**献血受入計画確定／需給計画（価格入り）確定**

12月2日

2月27日

【今後の対応案】

・11月上旬の日赤への事務連絡によって、都道府県の区域を単位とする目標量を算出していることから、この目標量及び血液事業部会の審議をもって、都道府県と日赤地域センターが十分な協議をした上で、血液法に基づく都道府県献血推進計画の策定を可能とすることで、策定事務の効率化、策定期間の確保を図る。